
外貨定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (預金の受入れ)

- (1) 当社に預入している預金からの振替（当社が定める通貨について取扱いします）
- (2) 現金（円貨および外貨）による預入はできません。また、小切手、手形等証券類による預入はできません。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、証書記載の期間、利率および当社所定の付利単位によって計算します。
- (2) この預金を後記 5(1)により満期日前に解約する場合および後記 5(4)の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について当社所定の利率により計算し、この預金とともに支払います。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 5(4)①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 5(4)①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ、提出してください。解約の際、場合により本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がない時は、預金の解約をお断りすることがあります。
- (3) 現金（円貨および外貨）による解約支払はできません。解約金の払戻しは、払戻日の当社所定の為替相場により換算のうえ当社に開設している預金口座に振替入金のみとなります。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、何人に対してするかを問わず、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為

-
-
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他人の信用を毀損し、または他人の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6. (満期の取扱い方法)

この定期預金は満期日処理を原則とします。

外国為替先物予約を締結しないまま満期を迎えた場合は、満期日には必ずご来店のうえ、継続または解約の手続きを行ってください。なお、この定期預金は、満期日以後は無利息となります。

外国為替先物予約を締結した場合も、満期日に必ずご来店のうえ解約してください。万一、ご来店がない場合は、満期日に自動的に解約させていただきます。この場合、証書は満期日以後は無効となりますので至急当店へ返却してください。

7. (手数料、相場)

- (1) この預金の預入れ、または支払いを他の通貨を対価として行う場合は、当社所定の相場により換算します。
- (2) この預金の預入れ、または支払いについて当社所定の取扱手数料をいただきます。

8. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書または届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) この証書または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この証書の再発行にあたっては、当社が定める証書再発行手数料をご負担いただきます。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(2)と同様に届出てください。
- (4) 前記(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前記(4)の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書の受領欄に届出の印章により記名押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (当社が契約している指定紛争解決機関)

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109^{イーネット}または03-5252-3772

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

(2023年1月4日現在)